

1 税率一覧表

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
県民税 個人	<p>均等割</p> <p style="text-align: center;">年 2,000円 (1,500円)</p> <p>[あいち森と緑づくり税 500円を含む]</p> <p>()の税率は、平成25年度 まで適用</p> <p>所得割</p> <p>1. 課税所得金額</p> <p style="text-align: center;">$\frac{4}{100}$</p> <p>(名古屋市に住所を有する者 $\frac{2}{100}$)</p> <p>2. 土地建物等の譲渡所得に 対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得</p> <p>ア 優良住宅地等以外の譲渡 所得 $\frac{2}{100}$</p> <p>イ 優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>(ア) 課税長期譲渡所得</p> <p style="text-align: center;">2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得</p> <p style="text-align: center;">2,000万円超</p> <p style="text-align: center;">32万円＋(課税長期譲 渡所得－2,000万円)</p> <p style="text-align: center;">$\times \frac{2}{100}$</p> <p>ウ その年の1月1日におい て所有期間が10年を超える 一定の居住用財産を昭和63 年4月1日以降に譲渡した 場合の長期譲渡所得</p> <p>(ア) 課税長期譲渡所得</p> <p style="text-align: center;">6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得</p> <p style="text-align: center;">6,000万円超</p> <p style="text-align: center;">96万円＋(課税長期譲 渡所得－6,000万円)</p> <p style="text-align: center;">$\times \frac{2}{100}$</p> <p>(2) 短期譲渡所得</p> <p style="text-align: center;">$\frac{3.6}{100}$</p> <p>3. 株式等に係る譲渡所得等 に対する税率</p> <p style="text-align: center;">$\frac{2}{100}$</p> <p>配当割</p> <p>支払を受ける一定の上場株式 等配当等の額の $\frac{5}{100}$</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 個人の市町村 民税の納期と同 じ</p>	(減免) 個人の市町村民税 に準ずる	
		左に同じ	毎翌月10日 ただし、源泉徴収 口座内配当等は 翌年の1月10日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	株式等譲渡所得割 支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	翌年の1月10日		
法人	均等割 資本金等の額（資本金の額又は資本準備金の額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 840,000円 (800,000円) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 567,000円 (540,000円) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 136,500円 (130,000円) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 52,500円 (50,000円) その他の法人 年 21,000円 (20,000円) () の税率は、平成21年3月31日以前に開始する事業年度まで適用 法人税割 $\frac{1.8}{100}$ 〔資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,500万円以下のもの〕 $\frac{1.0}{100}$	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月31日 第2期 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2) 及び (3) 以外の者で生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	別紙1のとおり	左に同じ	1. (法第72条の25第1項、法第72条の28第1項又は第72条の29第1項の法人)各事業年度終了の日から2月以内 ○申告期限の延長 (1) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合 知事が指定した日まで (2) 定款等の定めによる等の理由により決算について定時総会が招集されない場合 ア 定款等により事業年度終了から2月以内に定時総会が招集されない場合 →3月以内 イ 会計監査人がおり、定款等の規定で3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超え6月を超えない範囲で指定する月数 ウ 特別の事情により3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超える指定する月数 (3) 通算法人の定款等の定めによる等の理由により期限までに申告納付することができない場合 ア 定款等により事業年度終了から2月以内に定時総会が招集されない場合等 →4月以内	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
			イ 会計監査人がおり、定款等の規定で4月以内に定時総会が招集されない場合 →4月を超え6月を超えない範囲で指定する月数 ウ 特別の事情により4月以内に定時総会が招集されない場合等 →4月を超える指定する月数 2. (法第72条の26第1項の法人)事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内 3. (法第72条の29第3項の法人)各事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、行われる日の前日まで)		
特別法人事業税	(1) 法人事業税所得金課税法人 外形標準課税対象法人 基準法人所得割額の $\frac{260}{100}$ 特別法人 基準法人所得割額の $\frac{34.5}{100}$ 上記以外の法人 基準法人所得割額の $\frac{37}{100}$ (2) 法人事業税収入金課税法人 電気供給業(発電事業、小売電気事業を除く。)、ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額の $\frac{30}{100}$ 電気供給業(発電事業、小売電気事業)を行う法人 基準法人収入割額の $\frac{40}{100}$ [$\frac{30}{100}$] []は令和2年3月31日以前に開始する事業年度に適用する。	左に同じ	法人事業税の納期に準ずる 令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額の $\frac{22}{78}$ (2) 貨物割 課税貨物に係る消費税額の $\frac{22}{78}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日の翌日から2か月		
不動産取得税	価格の $\frac{4}{100}$ 平成20年4月1日から令和6年3月31日までの住宅又は土地の取得 $\frac{3}{100}$	左に同じ	知事が定める日	(減免) 天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第4項の表の第1号又は第15条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であって、条例の規定によるもの	課税標準について 土地 10万円未満 家屋 (建築分) 23万円未満 (その他) 12万円未満
県たばこ税	令和3年9月30日まで 1,000本につき1,000円 令和3年10月1日以降 1,000本につき1,070円	令和2年9月30日まで 1,000本につき930円 令和2年10月1日以降 1,000本につき1,000円	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸出品に対する売渡し 2. 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し 3. 品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄 4. 既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費税等	
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 1. 65歳以上70歳未満の者の利用 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用する。	左に同じ	毎翌月末日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
軽油引取税	1 kℓにつき32,100円 当分の間の税率。本則は 1 kℓにつき15,000円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税環境性能割	別紙2のとおり		申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録がされる自動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けべき自動車の取得 登録を受けべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者又は精神障害者等が、自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合	取得価額について50万円以下

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
				<p>を含む。)における当該自動車の取得</p> <p>5. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車の取得</p> <p>7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得</p> <p>8. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
自動車税種別割	別紙3のとおり	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月31日</p> <p>道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日</p>	<p>(免除)</p> <p>1. 商品であって使用しない自動車</p> <p>2. 消防自動車及び救急自動車</p> <p>3. 専ら公益の用に直接供する自動車で知事の認めるもの</p> <p>4. 平成28年度から令和4年度までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車(減免)</p> <p>1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>2. 身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該身体障害者又は精神障害者等が運転するものうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>3. 重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するものうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>4. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
				<p>が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転するものうち、知事が必要と認めるもの（2～4については、いずれも障害者1人につき1台に限る。）</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>6. 中古自動車販売業者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p>	
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試験鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の$\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの		
狩猟税		左に同じ		<p>1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p>	<p>1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日</p> <p>2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日</p> <p>(減免) 下記のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	6. 狩猟者登録を申請した日 1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者 平成27年4月1日から 令和6年3月31日までの登録 1の税率の者 2の税率の者 3の税率の者 4の税率の者 5の税率の者	左に同じ			
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円 自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は産業廃棄物の重量1トンにつき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

別紙1 法人事業税の税率

区分	法人の種類	適用区分	税率()内は標準税率		()内の標準税率が適用される法人	
			R1.10.1 ~R2.3.31 開始事業年度	R2.4.1 開始事業 年度~		
所得金額課税法人	普通法人 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (公益法人等・人格のない社団等を含む)	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65% (3.5%)		資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人 (公益法人等及び人格のない社団等)にあっては年所得5,000万円以下のもの)
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.519% (5.3%)		
		年800万円を超える所得金額	7.288% (7.0%)			
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人				
	特別法人 (協同組合・医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65% (3.5%)		
			年400万円を超える所得金額	5.098% (4.9%)		
収入金額課税法人	電気(※記載の事業を除く)・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.039% (1.0%)		資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人
			収入金額	1.039% (1.0%)	0.789% (0.75%)	
	電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等)を行う法人(※)	所得割	—	1.85%		—
			付加価値割	—	0.37%	
		資本割	—	0.15%		—
			—	—		—
外形標準課税対象法人	所得割	年400万円以下の所得金額	0.514% (0.4%)		適用なし	
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	0.865% (0.7%)			
		年800万円を超える所得金額	1.216% (1.0%)			
		3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人				
	付加価値割	1.2144%				
資本割	0.506%					

※ 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等)を行う法人の税額

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び特別法人: 収入金額×税率+所得金額×税率=税額

② 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人: 収入金額×税率+付加価値額×税率+資本金等の額×税率=税額

別紙2 自動車税環境性能割の税率

軽減措置（令和元年10月1日～令和3年12月31日）
 自家用乗用車について、軽減税率〔（ ）内税率〕を適用

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割			
				自家用	営業用	自家用	営業用		
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—		0%		0%			
天然ガス(CNG) 自動車	平成30年排出ガス 基準適合 (3.5t以下の自動車) 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減達成	—		0%		0%			
プラグイン ハイブリッド自動車	—	—		0%		0%			
クリーン ディーゼル乗用車	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準適合	—		2%(1%)	2%	—			
ガソリン ハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	令和12 (2030)年度 燃費基準 (※)	85%達成	0%		0%			
			75%達成	1%(0%)	0%		0%		
			65%達成	2%(1%)	0.5%	1%(0%)	0.5%	—	
			60%達成	1%		—		—	
			55%達成	3%(2%)	2%	2%(1%)	1%	—	
上記以外			3%	2%	2%(1%)	2%	—		
ガソリン ハイブリッドバス (2.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	令和2 (2020)年度 燃費基準	+5%	0%		—			
			達成車	1%	0.5%	—			
			平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	2%	1%	—		
上記以外			3%	2%	—		—		
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+25%	0%		0%			
			+20%	1%	0.5%	1%	0.5%	—	
			+15%	2%	1%	2%	1%	—	
上記以外			3%	2%	2%	2%	—		
ガソリン ハイブリッドバス (2.5t超～ 3.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%		—			
			+10%	1%	0.5%	—			
			+5%	2%	1%	—			
	★★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	令和2 (2020)年度 燃費基準	達成車	0%		—			
			平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	1%	0.5%	—		
上記以外			3%	2%	—		—		

※ 令和2年度燃費基準達成車に限る。

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼル ハイブリッドバス (2.5t超～ 3.5t以下)	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%		—	
			+10%	1%	0.5%	—	
			+5%	2%	1%	—	
	平成21年排出ガス 基準適合	令和2 (2020)年度 燃費基準	達成車	0%		—	
		平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	1%	0.5%	—	
上記以外			3%	2%	—		
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5t超～ 3.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%		—	
			+10%	1%	0.5%	—	
			+5%	2%	1%	—	
	★★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+20%	0%		—	
			+15%	1%	0.5%	—	
上記以外			3%	2%	—		
ディーゼル ハイブリッドトラック (2.5t超～ 3.5t以下)	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%		—	
			+10%	1%	0.5%	—	
			+5%	2%	1%	—	
	平成21年排出ガス 基準適合	平成27 (2015)年度 燃費基準	+20%	0%		—	
上記以外			3%	2%	—		
ディーゼルハイブ リッドバス・トラック (3.5t超)	平成28年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減達成	平成27 (2015)年度 燃費基準	+10%	0%		—	
			+5%	1%	0.5%	—	
			達成車	2%	1%	—	
上記以外			3%	2%	—		

バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分（新車のみ）		令和3年4月1日～令和5年3月31日	
		「取得価額から」	
ノンステップバス		1,000万円控除	
リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港バス）		800万円控除	
リフト付きバス（乗車定員30人以上）		650万円控除	
リフト付きバス（乗車定員30人未満）		200万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除	
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を搭載した	8t超 20t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く。）	525万円控除（令和3年10月31日まで）	
	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した	5t以下のバス等	
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装置を搭載した	5t超 12t以下のバス等	350万円控除（令和3年10月31日まで）	
	3.5t超 8t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く。）		
	8t超 20t以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く。）		
側方衝突警報装置を搭載した	8t超のトラック（被けん引車を除く。）	175万円控除	

※「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

別紙3 自動車税種別割の税率

年税額一覧

車種別	年額(円)	自家用			営業用				
		標準税率	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課	標準税率	重課	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課	
電気自動車(燃料電池車を含む)	29,500	25,000		6,500	12,500	7,500		2,000	4,000
総排気量 1ℓ以下	29,500	25,000	33,900	6,500	12,500	7,500	8,600	2,000	4,000
1.0ℓ超～1.9ℓ以下	34,500	30,500	39,600	8,000	15,500	8,500	9,700	2,500	4,500
2.0ℓ超～2.9ℓ以下	39,500	36,000	45,400	9,000	18,000	9,500	10,900	2,500	5,000
3.0ℓ超～3.9ℓ以下	45,000	43,500	51,700	11,000	22,000	13,800	15,800	3,500	7,000
4.0ℓ超～4.9ℓ以下	51,000	50,000	58,600	12,500	25,000	15,700	18,000	4,000	8,000
5.0ℓ超～5.9ℓ以下	58,000	57,000	66,700	14,500	28,500	17,900	20,500	4,500	9,000
6.0ℓ超～6.9ℓ以下	66,500	65,500	76,400	16,500	33,000	20,500	23,500	5,500	10,500
7.0ℓ超～7.9ℓ以下	76,500	75,500	87,900	19,000	38,000	23,600	27,100	6,000	12,000
8.0ℓ超～8.9ℓ以下	88,000	87,000	101,200	22,000	43,500	27,200	31,200	7,000	14,000
9.0ℓ超	111,000	110,000	127,600	27,500	55,000	40,700	46,800	10,500	20,500
乗用車									
1.0ℓ以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300	
1.0ℓ超～1.9ℓ以下	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300	
2.0ℓ超～2.9ℓ以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800	
3.0ℓ超～3.9ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800	
4.0ℓ超～4.9ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700	
5.0ℓ超～5.9ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700	
6.0ℓ超～6.9ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,800	9,200	
7.0ℓ超～7.9ℓ以下	8,000	8,900	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500	
8.0ℓ超～8.9ℓ以下	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500	
9.0ℓ超～9.9ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000	
10.0ℓ超～10.9ℓ以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500	
11.0ℓ超～11.9ℓ以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500	
12.0ℓ超～12.9ℓ以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000	
13.0ℓ超～13.9ℓ以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000	
14.0ℓ超～14.9ℓ以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000	
15.0ℓ超～15.9ℓ以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400	
16.0ℓ超～16.9ℓ以下	53,100	58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800	
17.0ℓ超～17.9ℓ以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200	
18.0ℓ超～18.9ℓ以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600	
19.0ℓ超～19.9ℓ以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000	
20.0ℓ超～20.9ℓ以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400	
21.0ℓ超～21.9ℓ以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800	
22.0ℓ超～22.9ℓ以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200	
23.0ℓ超	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000	
乗用車	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000	
小型自動車であるもの	5,300				3,900				
普通自動車であるもの	10,200				7,500				
普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200円				7,500円				
普通自動車で最大積載量が8t超	10,200円				7,500円				
乗車定員 30人以下					12,000		3,000	6,000	
30人超～40人以下					14,500		4,000	7,500	
40人超～50人以下					17,500		4,500	9,000	
50人超～60人以下					20,000		5,000	10,000	
60人超～70人以下					22,500		6,000	11,500	
70人超～80人以下					25,500		6,500	13,000	
80人超					29,000		7,500	14,500	
乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500	
30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000	
40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000	
50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000	
60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500	
70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500	
80人超	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000	
小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
雪きゆう車					10,100	11,600	3,000	5,500	
小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
小型四輪車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300	
普通自動車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000	
総排気量 1ℓ以下	23,600	20,000	27,100	5,000	10,000				
1.0ℓ超～1.9ℓ以下	27,600	24,400	31,700	6,500	12,500				
2.0ℓ超～2.9ℓ以下	31,600	28,800	36,300	7,500	14,500				
3.0ℓ超～3.9ℓ以下	36,000	34,900	41,400	9,000	17,500				
4.0ℓ超～4.9ℓ以下	40,800	40,000	46,900	10,000	20,000				
5.0ℓ超～5.9ℓ以下	46,400	45,600	53,300	11,500	23,000				
6.0ℓ超～6.9ℓ以下	53,200	52,400	61,100	13,500	26,500				
7.0ℓ超～7.9ℓ以下	61,200	60,400	70,300	15,500	30,500				
8.0ℓ超～8.9ℓ以下	70,400	69,600	80,900	17,500	35,000				
9.0ℓ超	88,800	88,000	102,100	22,000	44,000				
特殊用途自動車									
1.0ℓ以下	23,600	20,000	27,100	5,000	10,000				
1.0ℓ超～1.9ℓ以下	27,600	24,400	31,700	6,500	12,500				
2.0ℓ超～2.9ℓ以下	31,600	28,800	36,300	7,500	14,500				
3.0ℓ超～3.9ℓ以下	36,000	34,900	41,400	9,000	17,500				
4.0ℓ超～4.9ℓ以下	40,800	40,000	46,900	10,000	20,000				
5.0ℓ超～5.9ℓ以下	46,400	45,600	53,300	11,500	23,000				
6.0ℓ超～6.9ℓ以下	53,200	52,400	61,100	13,500	26,500				
7.0ℓ超～7.9ℓ以下	61,200	60,400	70,300	15,500	30,500				
8.0ℓ超～8.9ℓ以下	70,400	69,600	80,900	17,500	35,000				
9.0ℓ超	88,800	88,000	102,100	22,000	44,000				

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

令和2年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車（燃料電池車を含みます。）		全額免除（※）
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合）		概ね75%軽減 （令和3（2021）年度のみ）
クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合）		
排ガス性能	燃費性能	
平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和2（2020）年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 （令和3（2021）年度のみ）
	令和2（2020）年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 （令和3（2021）年度のみ）

（※）電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度
平成28年度から令和4年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

令和3年4月1日現在において一定の自動車（※）を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%（バス・トラックは概ね10%）上乘せされる。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 （新車新規登録から13年を超えるもの）	平成19（2007）年3月以前	すでに開始されています。
	平成19（2007）年4月～平成20（2008）年3月	令和3（2021）年度以降
ディーゼル車 （新車新規登録から11年を超えるもの）	平成21（2009）年3月以前	すでに開始されています。
	平成21（2009）年4月～平成22（2010）年3月	令和3（2021）年度以降

（※）一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）は上記の対象自動車から除かれる。

2 税制改正

税目	主な改正事項																													
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除の特例の延長等 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（令和3年1月1日から令和4年12月31日までの入居者が対象）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、適用年の各年において、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額（※）の範囲内で個人住民税から控除する。 <p>※控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）</p>																													
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 税負担軽減措置の見直し等 以下の税率の特例措置及び課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長する。（令和3年3月31日まで→令和6年3月31日まで） <ol style="list-style-type: none"> 住宅・土地に係る税率の特例〔4%→3%〕 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例〔評価額を1/2に圧縮〕 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置（令和5年3月31日まで）を創設する。 都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく移転により取得した不動産について、不動産取得税の課税標準を、価格から1/5を控除した額とする。 																													
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> 課税免除の特例措置の見直し 課税免除の特例措置のうち、以下の内容で見直したうえで延長する。（令和3年3月31日まで→令和6年3月31日まで） <ol style="list-style-type: none"> 木材加工業については、適用実績が僅少な木材注葉業を除外した上、3年延長 鉱さい・パラス製造業及び廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業については、中小事業者等に限定した上、3年延長 その他については、国民生活や対象事業者等を勘案し、3年延長 																													
自動車税 環境性能制	<ul style="list-style-type: none"> 環境性能制の税率の臨時的軽減 （令和3年4月1日から12月31日までの間に取得した自家用乗用車のみ） 税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長する。（令和3年3月31日まで→令和3年12月31日まで） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る環境性能制の課税標準の特例措置の拡充 車両安定性制御装置等を装備した自動車に係る自動車税の環境性能制の課税標準の特例について、対象装置に側方衝突警報装置を加え、その適用期限を2年延長する。なお、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置に係る部分については、令和3年10月31日までを適用期限とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象自動車の区分（新車のみ）</th> <th>令和3年4月1日～令和5年3月31日</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>「取得価額から」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を搭載した</td> <td>8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）</td> <td>52.5万円控除 （令和3年10月31日まで）</td> </tr> <tr> <td>衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した</td> <td>5%以下のバス等</td> <td rowspan="4">35.0万円控除 （令和3年10月31日まで）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装置を搭載した</td> <td>5%超 12%以下のバス等</td> </tr> <tr> <td>3.5%超 8%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）</td> </tr> <tr> <td>8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）</td> </tr> <tr> <td>側方衝突警報装置を搭載した</td> <td>8%超のトラック （被けん引車を除く。）</td> <td>17.5万円控除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「バス等」は車から人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。</p>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1%	非課税	2%	1%	3%	2%	対象自動車の区分（新車のみ）		令和3年4月1日～令和5年3月31日			「取得価額から」	衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を搭載した	8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）	52.5万円控除 （令和3年10月31日まで）	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した	5%以下のバス等	35.0万円控除 （令和3年10月31日まで）	衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装置を搭載した	5%超 12%以下のバス等	3.5%超 8%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）	8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）	側方衝突警報装置を搭載した	8%超のトラック （被けん引車を除く。）	17.5万円控除
税率	臨時的軽減																													
非課税	非課税																													
1%	非課税																													
2%	1%																													
3%	2%																													
対象自動車の区分（新車のみ）		令和3年4月1日～令和5年3月31日																												
		「取得価額から」																												
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を搭載した	8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）	52.5万円控除 （令和3年10月31日まで）																												
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した	5%以下のバス等	35.0万円控除 （令和3年10月31日まで）																												
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装置を搭載した	5%超 12%以下のバス等																													
	3.5%超 8%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）																													
	8%超 20%以下のトラック （けん引車及び被けん引車を除く。）																													
側方衝突警報装置を搭載した	8%超のトラック （被けん引車を除く。）	17.5万円控除																												